

放課後等ディサービス補助金 延長支援加算の取扱い（臨時休業に伴うもの）

補助額は、臨時休業に伴って**営業時間前の延長時間に追加的に支援を提供した児童について算定した延長支援加算全額に係る地方負担・利用者負担分**である。

※ 営業時間前に追加的に支援を行ったが、延長支援加算の単位が増加しなかった場合は、
補助の対象外

(参考：延長支援加算)		
障害児 （重症心身障害児を除く）	1時間未満	61単位
	1時間以上 2時間未満	92単位
	2時間以上	123単位

例（障害児（重症心身障害児を除く））

①元々延長支援を実施していない事業所が、営業時間前に30分支援を実施



ケース 1：算定単位数61単位
(**地方負担・利用者負担分**が補助対象)

②元々営業時間後に45分の延長支援を実施していた事業所が、営業時間前に30分支援を追加で実施



ケース 1：算定単位数92単位
(**地方負担・利用者負担分**が補助対象)
ケース 2：算定単位数61単位
(補助対象なし)

③元々営業時間後に60分の延長支援を実施していた事業所が、営業時間前に30分、営業時間後に60分の支援を追加で実施



ケース 1：算定単位数92単位
(補助対象なし)
ケース 2：算定単位数123単位
(補助対象なし)
ケース 3：算定単位数123単位
(**地方負担・利用者負担分**が補助対象)

④元々延長支援を実施していない事業所が、営業時間前後に30分支援を実施



ケース 1：算定単位数92単位
(**地方負担・利用者負担分**が補助対象)

⑤元々営業時間前に30分の延長支援を実施していた事業所が、営業時間前に追加で30分支援を実施



ケース 1：算定単位数92単位
(**地方負担・利用者負担分**が補助対象)
ケース 2：算定単位数61単位
(補助対象なし)